

鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第570号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「法施行規則」という。）並びに鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年鞍手町条例第3号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、町長が保有する個人情報の保護に関する施策について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、様式第1号によるものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第5条の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第5条の町の機関が定める事項は、請求者欄に記載された住所又は居所と異なる場所に書類の送付を希望する場合における送付先の情報（郵便番号、送付先、電話番号）及び理由並びに郵送により開示請求をする場合の提出書類の別とする。

(開示決定通知書等)

第4条 法第82条第1項の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）

2 法第82条第2項の通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第5条 条例第6条第2項の通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第6条 条例第7条の通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

(開示請求事案移送通知書等)

第7条 法第85条第1項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 移送をした他の町の機関の長等に対する通知 保有個人情報開示請求事案移送書(様式第8号)
- (2) 開示請求者に対する通知 保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第9号)
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第8条 法第86条第1項の通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(様式第10号)により行うものとする。

- 2 法第86条第2項の通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(様式第11号)により行うものとする。
- 3 法第86条第3項の通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(保有個人情報の開示)

第9条 町長は、保有個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該保有個人情報が記録された法第60条第1項に定める地方公共団体等行政文書(以下「公文書」という。)を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

- 2 専用機器により保有個人情報を複写、印刷又は印画したもの(ただし、容易に行うことができる場合に限る。以下「写し」という。)の交付部数は、請求一件につき一部とする。
- 3 文書及び図画等の複写方法は、次のとおりとする。

- (1) サイズ

複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写(A3判以上の図面等は、A3判以下の大きさの用紙に区画分割して複写)する。

- (2) 片面印刷、両面印刷の取扱い

複写する際の片面印刷、両面印刷の取扱いは、原本と同様となるように行い、拡大、縮小及び編集を行わない。ただし、冊子等の見開きになった2頁分を1枚に複写することは妨げない。

- (3) 色合い

単色刷りを基本とする。ただし、当該公文書が多色刷りの場合で、かつ、開示請求者から

申出があったときは、複写機の機能の範囲で、多色刷りで作成することができる。

4 政令第22条第1項及び第3項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 法第87条第1項の町の機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第3号に定める方法により開示することができる。

(1) 録音テープ又は録音ディスク

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) その他の電磁的記録

次に掲げる方式であって、町長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができる場合に限る。）

ウ 当該電磁的記録をCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができる場合に限る。）

(保有個人情報の開示実施方法等申出書)

第11条 法第87条第3項の申出は、保有個人情報の開示実施方法等申出書（様式第13号）により行うものとする。

(保有個人情報の写しの交付に要する費用等)

第12条 条例第8条ただし書の当該写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 政令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

3 保有個人情報の写しの送付を受ける者は、前2項の費用等を前納しなければならない。

(訂正請求書)

第13条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第14号)によるものとする。

(開示を受けたことの確認等)

第14条 町長は、訂正請求に係る保有個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることができる。

(訂正決定通知書等)

第15条 法第93条第1項の通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第15号)により行うものとする。

2 法第93条第2項の通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第16号)により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第16条 法第94条第2項の通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第17号)により行うものとする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第17条 法第95条の通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第18号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送通知書等)

第18条 法第96条第1項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 移送をした他の町の機関の長等に対する通知 保有個人情報訂正請求事案移送書(様式第19号)

(2) 訂正請求者に対する通知 保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第20号)

(訂正実施通知書)

第19条 法第97条の通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第21号)により行うものとする。

(利用停止請求書等)

第20条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第22号)によるものとする。

2 第16条の規定は、利用停止請求において準用する。

(利用停止決定通知書等)

第21条 法第101条第1項の通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第23号)により行うものとする。

2 法第101条第2項の通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第24号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第22条 法第102条第2項の通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第25号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間特例延長通知書)

第23条 法第103条の通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第26号)により行うものとする。

(任意代理における委任状)

第24条 法第5章第4節の代理人のうち、本人の委任による代理人に対する委任状況等が分かる書類は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 法第76条第2項の開示請求 委任状((特定)個人情報に係る開示請求用)(様式第27号)
- (2) 法第90条第2項の訂正請求 委任状((特定)個人情報に係る訂正請求用)(様式第28号)
- (3) 法第98条第2項の利用停止請求 委任状((特定)個人情報に係る利用停止請求用)(様式第29号)

(審査会諮問通知書)

第25条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、保有個人情報に係る審査会諮問通知書(様式第30号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第26条 条例第14条に規定する条例の運用状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(口頭での求めに応じて行う本人提供)

第27条 町の機関は、法第69条第2項第1号の本人提供のうち、口頭での求めに応じて提供する保有個人情報の内容並びに保有個人情報を提供する期間、場所及び方法を定めたときは、その内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 前項の規定は、前項で定めた内容を変更したとき又は保有個人情報の提供をやめたときについて準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 鞍手町個人情報保護条例施行規則（平成16年鞍手町規則第14号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に旧規則の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第12条関係）

区分	交付する写し	金額
1 文書、図面又は写真	① 複写機により複写したものの（単色刷り）	1枚につき 10円
	② 複写機により複写したものの（多色刷り）	1枚につき 30円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき 10円
3 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	一卷につき 120円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	一卷につき 170円
5 電磁的記録	① 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙一枚につき 10円
	② 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙一枚につき 30円
	③ CD-Rに複写したもの	一枚につき 80円
	④ DVD-Rに複写したものの	一枚につき 100円
	⑤ その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額

6 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額
-----------	-------------------	---------------------

備考 1の項、2の項又は5の項①若しくは②の場合においては、A3判以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。